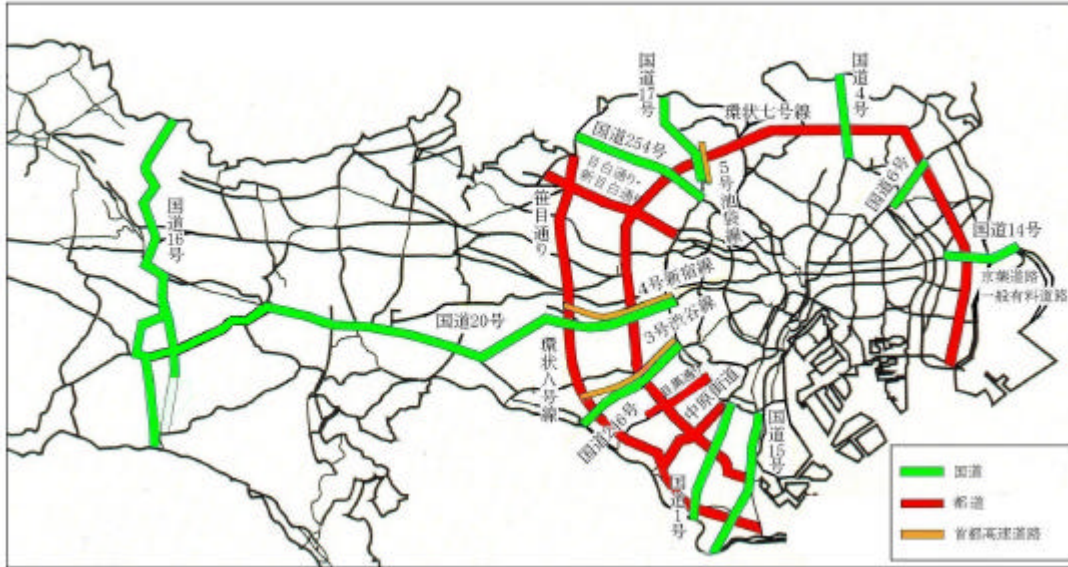


基本計画の分野		これまでの主な取組
<p>第3節 騒音振動等の防止</p>	<p>1 道路交通騒音・振動の防止</p>	<p>道路構造対策 低騒音舗装の敷設の推進 ・平成9年、12年に指定した都道の優先的対策道路区間（延長99.2km）で、100%敷設完了（平成16年度末） 遮音壁の設置 ・環状七号線、環状八号線の優先的対策道路区間で計画した13橋で、100%設置完了（平成16年度末）</p> <p>道路沿道対策 沿道整備道路の指定、沿道地区計画の都市計画決定 ・沿道整備道路の指定 都道：延長99.7km、国道：延長13.8km（平成17年4月現在） ・沿道地区計画の都市計画決定 都道：8地区、国道：3地区（平成17年4月現在） 沿道地区計画の区域内における助成 ・緩衝建築物の建築費等の道路管理者による一部負担 都道：219棟、国道51棟（平成16年度末） ・住宅の防音工事に対する助成 都道：9180戸、国道：1328戸（平成16年度末）</p> <p>優先的対策道路区間の拡大 国等と設置した東京都道路沿道環境対策検討会で、優先的対策道路区間を選定 ・総延長は、国道116.7km、首都高速16.8km、都道104.6km、合計238.1km（平成16年度末）</p>

優先的対策道路区間位置図



優先的対策道路区間とは

平成8年10月、国及び都の関係機関からなる「東京都道路沿道環境対策検討会」において「東京都内における道路沿道の環境対策の基本方針」を取りまとめた。このなかで、騒音の実態、沿道の利用状況等からみて早急に総合的な対策を講ずるべき道路を「優先的対策道路区間」として選定し、低騒音舗装の導入や交通規制、交通指導取締りなど各種対策を総合的に推進していくことを決めた。

なお、対策の実施にあたっては、沿道の利用状況等を踏まえ、沿線自治体と調整を図りつつ対策を進めていく。

優先的対策道路区間対策延長

優先的対策道路区間					
道路種別	選定時期	対象路線(通称名)	対策延長	起点	終点
国道	平成9年	国道1号(第二京浜)	8.2km	品川区西五反田一丁目	神奈川県との都県境(大田区多摩川二丁目)
		国道4号(日光街道)	5.2km	千住新橋北詰	埼玉県との都県境(足立区西俣木間三丁目)
		国道6号(水戸街道)	2.6km	葛飾区本田広小路交差点	葛飾区青戸八丁目交差点
		国道14号(京葉道路)	1.5km	江戸川区東小松川交差点	江戸川区大杉三丁目
		国道14号*	2.7km	江戸川区一之江一丁目(大杉三丁目)**	江戸川区篠崎町二丁目
		国道15号(第一京浜)	7.0km	品川区北品川二丁目交差点	大田区南蒲田交差点
		国道17号(中山道)	5.6km	板橋区仲宿交差点	埼玉県との都県境(板橋区舟渡三丁目)
		国道20号(甲州街道)	15.2km	渋谷区初台交差点	調布市中央道(調布インターチェンジ入口)
		国道24号(玉川通り)	8.0km	渋谷区神泉町交差点	神奈川県との都県境(世田谷区玉川三丁目)
	平成12年	国道254号(川越街道)	8.7km	板橋区熊野町交差点	埼玉県との都県境(練馬区旭町三丁目)
		国道16号(東京環状)(八王子バイパスを含む)	30.6km	神奈川県との都県境(町田市相原町坂下)	埼玉県との都県境(瑞穂町二本木933)
		国道20号(甲州街道)	11.6km	調布市中央道(調布インターチェンジ入口)	立川市日野橋交差点
	平成16年	国道6号(水戸街道)	0.7km	葛飾区四つ木三丁目	葛飾区本田広小路交差点
		国道20号(甲州街道)	9.1km	立川市日野橋交差点	八王子市八幡町交差点(八王子市八日町5-10)
国道 計			116.7km		
首都高速道路	平成9年	3号渋谷線(国道併設区間)	7.2km	渋谷区神泉町	用賀ランプ入口
		4号新宿線(国道併設区間)	7.6km	渋谷区初台交差点	杉並区高井戸ランプ
		5号池袋線(国道併設区間)	2.0km	板橋区仲宿交差点	板橋区泉町
	首都高 計			16.8km	
都道	平成9年	環状七号線	55.0km	大田区大森本町二丁目	江戸川区臨海町四丁目
		環状八号線	25.7km	大田区羽田五丁目	練馬区南田中四丁目
		笹目通り	1.7km	練馬区南田中四丁目	練馬区谷原交差点
	平成12年	目白通り・新目白通り	9.8km	新宿区下落合二丁目交差点	練馬区大塚インターチェンジ出入口
		中原街道	5.0km	品川区平塚二丁目	大田区雪谷大塚町
平成16年	笹目通り	2.0km	練馬区谷原交差点	埼玉県との都県境(練馬区旭町一丁目)	
	目黒通り	5.4km	目黒区下目黒一丁目	目黒区自由が丘三丁目	
都道 計			104.6km		
合計			238.1km		

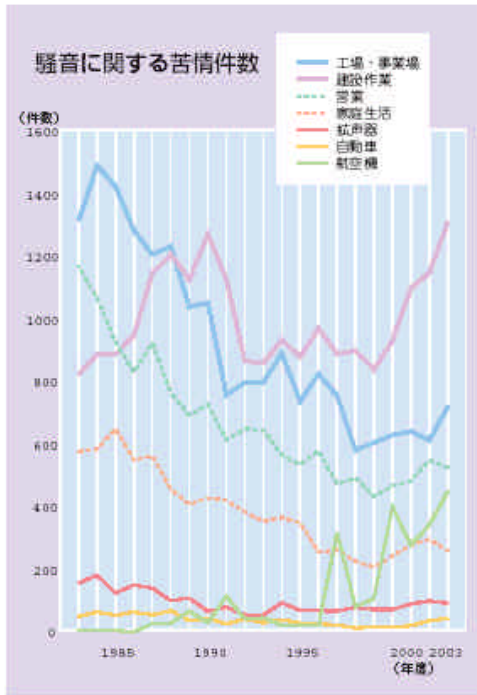
(注) * 道路管理者が異なるため区間を分割標示した。

** 国道14号 起点 上り一之江一丁目 下り大杉三丁目

基本計画の分野		これまでの主な取組
第3節 騒音振動等の防止	2 航空機、鉄道、工場等における騒音・振動の防止	<p>航空機騒音の防止 横田飛行場及び厚木飛行場周辺の航空機騒音調査を継続（15年度環境基準適合：横田 10/16地点、厚木 0/8地点） ・測定データを基に、国及び米軍に対し、訓練飛行の制限や航空機騒音防止のための実効ある対策の実施を要望 調布飛行場について、航空機騒音の環境基準に係る地域類型指定を告示（平成16年4月）</p> <p>鉄道騒音・振動の防止 新幹線及び在来鉄道に係る騒音・振動調査により、騒音発生状況、防止対策の実施状況を把握 ・「鉄道騒音・振動低減対策意見交換会」開催（平成17年3月） ・鉄道事業者に対し、防音壁設置やロングレール化促進等の環境対策を要請</p> <p>工場・事業場、建設作業などにおける騒音・振動の防止 事業者団体等の各種講習会への講師派遣により、騒音・振動対策を促進 東京都公害審査会による紛争処理</p>
	3 悪臭の防止	<p>悪臭の防止 「ビルピット対策指導要綱・指導解説書」を改定（平成17年2月） 都関係各局の指導事務の円滑化を図るため、「ビルピット問題連絡協議会」を開催</p>
	4 低周波音・電磁波対策	<p>低周波音・電磁波対策 国の「低周波音判定マニュアル」及び「低周波音問題対応の手引き」に基づき、区市町村が行う低周波音対応を支援 電磁波に関する国内外の情報を収集、ホームページで提供</p>
	5 日照障害、風害、電波障害、光害の対策	<p>日照障害、風害、電波障害、光害の対策 環境影響評価条例及び技術指針並びに環境の確保に関する配慮の指針に基づき、環境影響評価を実施</p>

騒音・振動に関する苦情件数

航空機騒音固定調査結果 (WECPNL(年間平均値))の推移



【橋田飛行場】

調査地点	環境基準値	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
昭島市役所	70	78	80	77	76	78
瑞穂町直売所	70	87	88	84	85	87
福生第二中学校	70	64	65	63	63	64
武蔵村山福祉会館	70	62	62	61	60	60

【厚木飛行場】

調査地点	環境基準値	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
町田市役所	75	74	76	75	75	77

注：赤字部分は環境基準超過を示す。